

サークル活動助成制度

共通の趣味で仕事を忘れて！？楽しんじゃう！！
部署、事業所、役職を越えての職員同士の交流を支援する。

メンバー1人当たり 年間 **10,000 円**

※ 1サークル当たり 年間 20万円上限



イメージ

2019 年度から

社内サークル

認定 第1号

『森バンド』

よろしく！

サークル認定要件（一部抜粋）

- 職員4名以上で構成されていること
- 会費を徴収して活動していること
- 活動責任者（代表者）が選任されていること
- 営利、政治、宗教的活動で無いこと

活動内容（例）

- 行楽 釣り、登山、キャンプ
- スポーツ 卓球、ボウリング、ジョギング
- 教養文化 軽音楽、油絵、手芸 など



★助成対象のサークルに認定されるには法人の承認が必要です。また、年2回以上の活動報告書の提出も必要です。写真がたくさんある報告書でOKです。提出された写真は法人の広報で使用する場合があります。予めご承知置き下さい。

詳細は制度の規程を参照ください。また所定の様式にてサークル認定申請をお願いします。

運用の詳細については、法人本部まで

社会福祉法人 麗寿会